

Progress ~進歩~

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。旧年中は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、止まらない物価高騰や最低賃金の過去最大の引き上げなど、お客様を取り巻く環境は引き続き変化に富んだ一年であったかと存じます。また、昨年は、石破総理が退任され、高市新総理を首班とする内閣が発足いたしました。これにより、今後の経済・財政政策や税制の方向性についても新たな局面を迎えることとなり、本年もその動向を注視していく必要がございます。

新内閣の政策が本格的に始動する中、お客様の事業が「午年のように勢いよく駆け上がり、目標を達成する」一年となりますよう、三宅税理士法人はスタッフ一同誠心誠意サポートいたしますので、本年もどうぞよろしくお願ひ致します。本年が皆様方にとって、より良い年になりますことを、心よりお祈り申し上げます。

令和8年 元旦 代表社員 税理士 鳥越俊佑

皆様には健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。旧年は、親戚の住む屋久島で縄文杉トレッキングに挑戦し、自身の体力の低下を痛感した一年でした。本年は、皆様のお力になれるよう、体調管理・健康管理にいっそう留意し、日々の努力を積み重ねながら、元気に“駆け抜ける”年にしたいと思います。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

税理士 平松和美

あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひします。今年もお客様第一に考え、お客様が万事ウマくいきます事を祈りながら、仕事を行いますので、お気軽にお声がけをお願いいたします。皆様にとって、2026年がより素晴らしい年になりますよう心よりお祈り申し上げます。

税理士 三宅孝治

あけましておめでとうございます。健康の大切さを感じる年齢になってきました。心はまだまだ若いつもりで常に成長していき、お客様のお力添えができますよう精一杯努めてまいります。本年もどうぞ宜しくお願ひ致します。

山崎亜紀

あけましておめでとうございます。午年は、新たな挑戦に向けて、力強く走り出す年とされているそうです。私も何事にも果敢に挑み、日々成長していきたいと思います。本年もご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

河本朝香

あけましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。本年はうま年。駿馬のごとく力強く、しなやかに駆ける一年を目指して精一杯努力し、皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

笠原星里音

あけましておめでとうございます。今年は午年です。馬のようにリズミカルに全てがウマく進む一年になりますようお祈り申し上げます。本年も更なる成長を目指し、日々精進してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

山本幸子

日々の生活の中にも仕事でも、便利なこと新しいことは、押し寄せて来るので興味を持って行いたいと思います。出来ないことは、多いですが・・・。にっこり笑顔で、歳を重ねたいです。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

三宅佐知子

令和8年 1月号（広告）
2026年1月発行
三宅税理士法人
代表社員 鳥越俊佑
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第224号
発行担当者：三宅 芙見子

【所得税の確定申告】

今年も個人の確定申告の時期が近づいてまいりましたが、確定申告に必要な書類の準備はいかがでしょうか。

- 生命保険料控除証明書（一般・介護医療・個人年金）
- 小規模企業共済掛金振込明細書
- 地震保険料控除証明書
- 国民年金保険料控除証明書
- 源泉徴収票（給与所得・公的年金）など
- ふるさと納税などの寄付金に関する書類
- 医療費控除の明細書・医療費通知

もし、紛失された場合などには、お早めに再発行の手続きをお願いいたします。この他各種控除で必要な書類がございますので、ご不明な点がございましたらお気軽に当事務所までお問合せください。

<確定申告が必要な方>

1. 給与所得がある方
 - ・給与の年間収入金額が2000万円を超える方
 - ・給与を1か所から受けている、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方
 - ・給与を2か所以上から受けている、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方
※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を差し引く。）を差し引いた金額が150万円以下で、更に各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
 - ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方
 - ・災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

2. 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある方は、確定申告書の提出が必要です。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告は必要ありません（年金所得者に係る確定申告不要制度）。

3. 退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方は、確定申告書の提出が必要です。

4. 1~3以外の方 事業所得、不動産所得等の各種の所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。



令和7年確定申告を依頼してくださっているお客様へ

確定申告の資料を令和8年1月25日までにご準備くださるようお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、担当者へご連絡ください。

<Vision>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」

今月の開催日は **1月15日(木)** です。

経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針所や行動計画を作成していただいています。

まだ参加されたことのない方、経営計画を作成してみませんか。

| 開催日 | 対象者 | 申込期限 |
|---------------------|----------------|---------|
| 1月15日(木) | 12月決算法人様 | 1月9日(金) |
| 2月12日(木) | 12・1・2・3月決算法人様 | 2月6日(金) |
| 3月以降は開催日が未定となっております | | |



当社は赤い羽根共同募金
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

<1月スケジュール>

| | | |
|----|---|--|
| 13 | 火 | *12月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限 |
| 15 | 木 | *経営計画書作成セミナーVision |
| 20 | 火 | *源泉所得税(7月~12月分の納付期限(納期特例届出書提出者)) |
| | | *11月決算法人の確定申告・納付期限 |
| | | *5月決算法人の中間申告・納付期限 |
| | | *消費税(期)の納付期限(消費税年税額400万円超の2・8月決算法人) |
| | | *消費税(毎月納付11月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人) |
| | | *法定調書合計票の提出期限(税務署) |
| | | *給与支払報告書の提出期限(市町村) |
| | | *償却資産税申告書の提出期限(市町村) |

※1月31日は土曜日のため納付期限は2月2日となります。